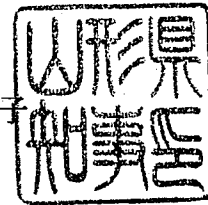


山形県公文書等管理委員会

委員長 和泉田 保一 様

山形県知事 吉村 美栄子



山形県公文書等の管理に関する条例施行規則の改正に係る
包括承認について（諮問）

このことについて、山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年3月県条例第14号）第37条第2項第1号の規定により、下記事項について貴委員会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

山形県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和2年3月県規則第21号）について、関係法令の改正に伴う文言の修正や軽微な改正等、規定の整備のため的一部改正について、包括的に承認すること。

2. 理 由

関係法令の改正に伴う文言の修正や軽微な改正等規程の整備のため的一部改正については、事務の効率化のため、あらかじめ委員会の了承を得るものである。

【参考】 過去の改正

(1) 令和5年4月1日付け改正

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月県条例第37号）の施行に伴う文言の整理によるもの。

改正前	改正後
（保存期間の延長） 第9条 実施機関は、条例第5条第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる公文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該公文書ファイル等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該公文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する公文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。 (1)～(3) ー略ー (4) <u>山形県情報公開条例第4条第1項の規定による開示の請求があったもの 同条例第7条第1項又は第2項の決定の日の翌日から起算して1年間</u> (5) <u>山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第11条第1項の規定による開示の請求又は同条例第17条第1項の規定による訂正の請求があったもの 同条例第13条第1項（同条例第19条において準用する場合を含む。）の決定の日の翌日から起算して1年間</u> 2 ー略ー	（保存期間の延長） 第9条 実施機関は、条例第5条第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる公文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該公文書ファイル等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該公文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する公文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。 (1)～(3) ー略ー (4) <u>山形県情報公開条例第4条第3項に規定する開示請求があったもの 同条例第7条第3項に規定する開示等決定の日の翌日から起算して1年間</u> (5) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第2項又は第90条第2項に規定する開示請求又は訂正請求があったもの 同法第78条第1項第4号又は第94条第1項に規定する開示決定等又は訂正決定等の日の翌日から起算して1年間</u> 2 ー略ー 附 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 令和7年1月17日付け改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の一部施行（令和6年12月2日）に伴い、同日より被保険者証が廃止されることから、本人確認書類である「健康保険の被保険者証」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」に改めるもの。

改正前	改正後
（本人であることを示す書類等） 第14条 条例第16条の利用請求をする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。 (1) 本人が利用請求する場合 運転免許証、<u>健康保険の被保険者証</u>、旅券その他の本人であることを確認するために知事が適当と認める書類 (2) ー略ー	（本人であることを示す書類等） 第14条 条例第16条の利用請求をする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。 (1) 本人が利用請求する場合 運転免許証、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード</u>、旅券その他の本人であることを確認するために知事が適当と認める書類 (2) ー略ー

○山形県公文書等の管理に関する条例（平成 31 年 3 月県条例第 14 号）

（委員会への諮問）

第 37 条 実施機関及び地方独立行政法人は、文書管理規程及び法人文書管理規程の制定又は改廃の立案をしようとするときには、委員会に諮問しなければならない。

2 知事は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

- (1) この条例に基づく規則及び第 29 条に規定する定めの制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- (2) 第 27 条の規定による廃棄をしようとするとき。